

愛媛県教委交渉報告

**教職員の超勤多忙について、部活動のガイドラインを生かして改善されたが、労働時間はあまり減少していない!!
現状をしっかりと把握し、実質的に労働時間を改善すること!!**

2019年1月4日(金)、私たち愛媛教職員組合の代表者が、愛媛県教育委員会義務教育課の方と話し合いを行いました。その内容をお知らせします。

(委：愛媛県教育委員会、組：愛媛教職員組合)

委員長あいさつ

組合は愛媛の教育がよくなるよう願っている。子どもたちと直接、接する教員が今も将来も健康的で安心して働ける条件が不可欠だ。具体的な話し合いができればと思う。

義務教育課長あいさつ

委員会が現場に近いことをモットーに、しかし教育行政だから限界もあるが、県教委・地教委・学校が連携を取り、私たちに何ができるか考えて取り組んでいる。

1 勤務時間の長時間化、目標管理制度による弊害の検証等、超勤・多忙化解消の具体的な手立てについて

② 教職員の超勤多忙について、部活動のガイドラインを生かして改善されたが、労働時間はあまり減少していない。現状をしっかりと把握し、実質的に労働時間を改善すること。

③ 教職員の勤務時間の監督責任は地教委にある。しかし県教委においても地教委の協力を得て今年度11月に教員の勤務実態調査をしている。H28(2016)年度に策定した「県教職員業務改善方針」に基づき、業務量の多さ、教職員の配置、学校業務の適正化、部活動の軽減、学校に依頼する調査の一覧(時期・内容)を示し、軽減させている。今年度からは、「スクール・サポート・スタッフ」を配置し、「スクールロイヤー」制度を整備した。

④ 中学校では、部活動では確かに軽減されたが、浮いた時間に他の業務を入れて、むしろ退勤時間が遅くなっている。持ち帰り残業を含め、軽くはなっていない。月80時間を超えると校長面接があるとかで、正直に書かない事例がある。根本的には仕事の量を減らすべきである。11月の調査の項目は？

⑤ 抽出で行われている文部科学省が行っているきめ細かな調査と全く同じである。それを20市町から提供してもらってまとめている。まだ完成していない。

- ④ 県内で何校抽出されているか？
- ⑤ H29(2017)年度調査では小学校 36 校、中学校 18 校だ。
- ⑥ 愛媛県調査と全国調査と、結果の傾向はどうか。
- ⑦ ほぼ同じ傾向だ。
- ⑧ 文部科学省調査も日教組・連合の調査も、



県教委交渉の様子

日教組の組織率の高低も、ほとんど関係なく同じ結果が出ている。部活動のガイドラインで部活動は軽減されたのに、超勤状態は改善されていない。仕事を減らす、教職員を増やす、現場の管理職がいかに減らそうとしてくれるのかが問題だ。

- ⑨ 子どもの教育のためならいくらでも働きたいというのも事実。子どもの人数の割に部の数が多い。だから英断をすべきだ。地域の行事も小規模校だと多い。これを切ると今年の先生は熱心でないと言われる。学校のマネジメントが大事だ。今新採の教員が多いが、同じ授業の準備でもベテランの教員に比べて経験値が違うのでたくさんの時間が必要であったりする。そしたら学年部の中で教材を共有し、チームで仕事をこなす工夫をするなど、管理職のマネジメントが大切だ。ノー残業デーの時は早く帰りましょうというのも有効な手段となる。すべての学校に共通の方法はおそらくない。各校の条件に合った方法で、校長のリーダーシップによる改革をしていかないとうまくいかないのではないのか。

⑩ 教職員の超勤多忙は、代員不足も生じている。教職員という職業の魅力をアピールし、正規教職員と代員を確保すること。

- ⑪ 労働者不足を背景に、教員、講師の担い手が不足して、代員不足を招いている。県教委のホームページで呼びかけ、ハローワークで説明会の開催、教員免許状所有者に様々アプローチしている。教員試験志願者の確保については、採用条件の改善(1次免除、年齢枠の拡大)を行なっている。四国・中国・近畿地区の 20 大学に「愛媛で先生しませんか」と人事担当が出向いて行って志願者を集めている。中四国のどの県も同じ状態で、教員の奪い合いになっている。以前は同一日で、2 県は受けられなかったが、今は複数県受験できるので、愛媛での教員は良かったという人を作りたい。せっかく合格しているのに、今年度も辞退者がかなり出ている。
- ⑫ 学校の現状を知ってほしい。今年度は、1 学期に英語の講師が退職して、数学科の講師が代員で来た。1 年生の英語の授業を、他の英語科の教員と免許外の社会科の教員(各クラス 1 時間、計 4 時間)が持った。昨年に続き、大変苦しい状況が 2 年続いている。
- ⑬ 教育事務所には、英語が見つからなくて、何か月も代員がいない状態が続くのであれば、他の教科でも代員を配置せよと言っている。それだけ困っている。
- ⑭ 採用試験の年齢枠の拡大は歓迎したい。代員が必要であるという情報は、組合にも持ちかけられるが、人材バンクはないだろうか。
- ⑮ 各教育事務所は、このような子育てが済んだ免許を持った人の情報はほしがっているし、片っ端から電話していると思う。なかなか見つからない。

- ④ 免許が失効している人はどうすれば復帰できるか？
- ⑤ 3万円の講習(免許更新講習)を受けていただいて、休眠状態の教員免許を有効にすれば、復帰できる。
- ⑥ 今の教育現場はブラック化していて高校生の娘の三者面談で、高校の先生と、娘に教員になるように勧められないですね。と言ってわかり合った状態だ。県教委から国に改善を要望できないか？
- ⑦ 国の予算がまだまだ少ない。教職員定数改善、加配を増やすなど要望している。文科省も要望しているが、財務省がうんと言わない。通級指導を93教室認められた。県立高校では新居浜商業と長浜高校が認められた。愛媛県では特別支援学級の免許を持った人が増えた。県、教育長会が要望するものもある。

2 高齢教職員について

- ④ 55歳以上の教職員が働きやすい実現可能な職種・労働時間を豊富に用意し、教職員の定年延長に備え再任用を進めること。
- ⑤ 再任用は207人(小中学校)で、週31時間と19時間35分、19時間30分、19時間25分の国の指導の通り4種類の勤務形態を提供している。できればフルタイムの勤務形態を希望してほしい。
- ⑥ 定年退職の時点で再任用を希望しないのは、疲れ果てて責任の重い現場に戻るの、とうていできないと考える人が多いからで、再任用の勤務形態を、55歳からできないかというのが要望の趣旨だ。
- ⑦ 言わんとするところはわかったが、55歳以上の教職員は多いので、すぐに実現できない。

3 事務職員の勤務について 《県教委 情報提供》

- ④ 事務職員による共同実施が行われているが、学校事務の円滑な実施や事務職員の多忙解消には、各校1名の配置が必須である。そのための予算を確保し、配置を進めること。
- ⑤ 事務職員の共同実施は、決して人減らしでやっているのではない。法的には1校1人ではない。2校で1人のところもできる。また、事務職員は1人ずつしかいないので、若年者はベテランに指導を受けることができない。そこで南予の学校では1校に集め、チームとして周辺の学校全体の事務をまとめることができ、若年者へノウハウが伝達される。

4 障害者雇用率について 《県教委 情報提供》

- ④ 障害者雇用率をきちんと守ること。そのため教職員30人以上の学校では、ひとり以上の障がい者を雇用すること。
- ⑤ みんなが働きやすい職場づくりの一環で真摯にやっつけようとしている。教員免許をもっている

障がい者は少ないので、向こう 3 年間で法定雇用率を守る水準にもっていきたい。

委員長まとめのあいさつ

再任用をしっかりと採用して欲しい。予算をしっかりと獲得して人を増やして欲しい。

義務教育課長まとめのあいさつ

思いは一緒だ。できることからやらせてもらいたい。

《申し入れ項目一覧・内容は抜粋》

1. 人事委員会勧告と給与について（給与表の号数の継ぎ足しを 3 級だけでなく 2 級にも拡大、他）
2. 全国学力・学習状況調査の結果公表について（中学校英語科について PC 環境の整備は、教職員の過重負担にならないよう専門業者に委託、他）
3. 勤務時間の長時間化、目標管理制度による弊害の検証等、超勤・多忙化解消の具体的手立てについて（労働時間の現状をしっかりと把握し実質的な労働時間の改善、正規教職員と代員の確保、他）
4. 人権・同和教育、特別支援教育について（人権・同和教育が形骸化、あふれるネット社会の差別、「差別の現実から深く学ぶ」という原点に立ち返り再構築、他）
5. 事務職員の勤務について（事務職員の配置、年次有給休暇の休暇年度）
6. 学校講師の権利拡大について（講師経験年数を考慮した加点制度を取り入れ、一次試験合格者については、永年一次試験を免除、他）
7. 高齢教職員について（55 歳以上の教職員が働きやすい実現可能な職種・労働時間を豊富に用意し、教職員の定年延長に備え再任用を進める、他）
8. 土曜日授業等について（学校五日制の趣旨・目的を尊重し土曜日授業を実施しないこと、他）
9. 会計年度任用職員（臨時・非常勤）や少数職種（ICT 支援教員等）の待遇について（会計年度任用職員制度の導入に際し、勤務条件が改善される方向で条例等に明文化すること。2020 年度初めからの実施を考えれば、早急に職員団体等との協議をする必要があることからできるだけ早い段階で協議の場を設定すること。他）
10. その他
 - エアコン導入・充実を計画的に進めること。
 - 年休の取得について、一律で夏期休業中に 4 日という形での指導はやめること。
 - 教育センターで実施している TOEIC 受験研修会については、本人に受講希望をとり費用も公費でまかなうよう是正すること。
 - 障害者雇用率をきちんと守ること。そのため教職員 30 人以上の学校では、ひとり以上の障がい者を雇用すること。
 - 道徳の評価は文言によることを守ること。また、高校入試の調査書には、公平・公正さが確保できない道徳の評価欄は作らないこと。

子どもたちと教職員の生活を守るため、共に考えましょう!

私たち愛媛教職員組合は、毎年、愛媛県教育委員会交渉をおこなっています。

上記に2019年1月の話し合いをまとめました。申し入れに関しまして質問や感想など、何か思われることがありましたら、お気軽にご連絡ください。



TEL(089)924-4546 / FAX(089)924-4403 / e-mail jtuehime@lime.ocn.ne.jp
HP <http://jtuehime.sakura.ne.jp/>

愛媛教職員組合 書記長 堤 剛